

1 宮崎県国民健康保険運営方針

国民健康保険制度においては、平成30年度から県も保険者となり、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の事業運営において中心的な役割を担うこととされています。

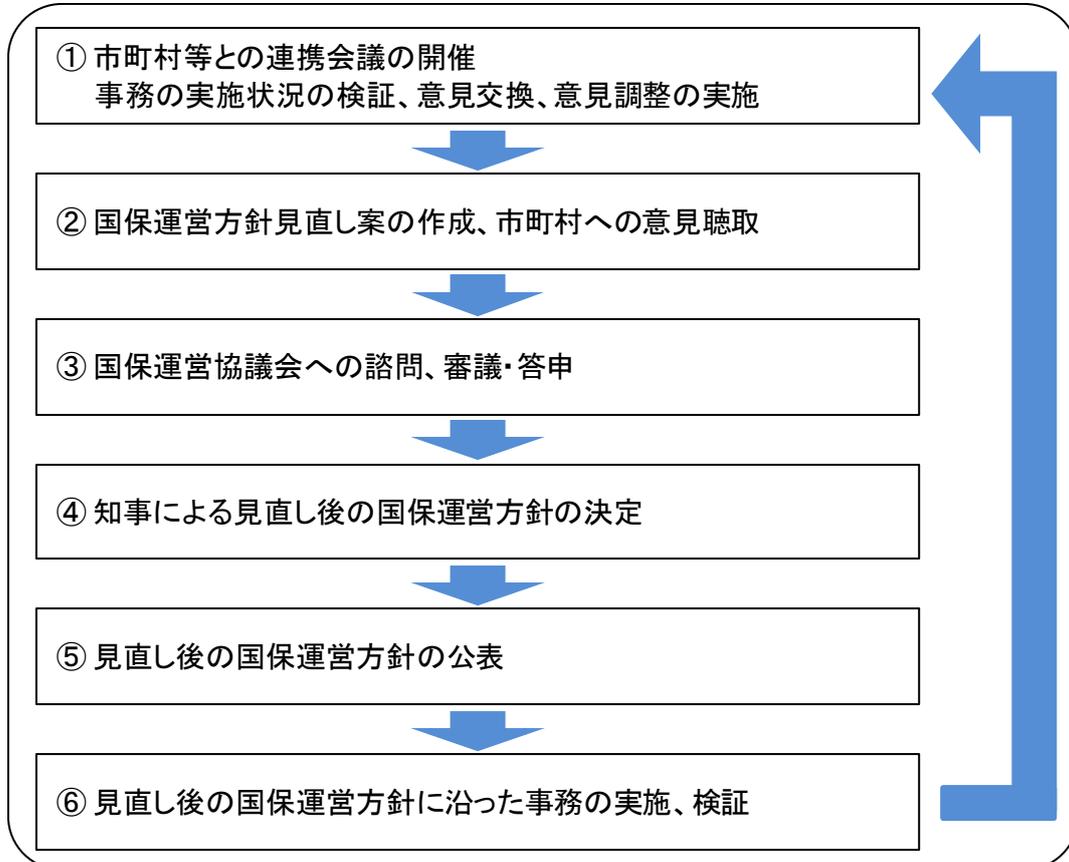
一方、市町村においても、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされています。

そのため、県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業その他の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、本県における統一的な国民健康保険の運営方針として、「宮崎県国民健康保険運営方針」を策定しています。

本運営方針は、3年ごとに検証して見直しを行うこととしますが、次のような手順で進めます。

なお、それ以前に見直しが必要な場合には、この手順を基に見直しを行います。

2 国保運営方針の見直し手順



第3期国保運営方針策定スケジュール（案）

	R 5.3月	R 5.4月	R 5.5月	R 5.6月	R 5.7月	R 5.8月	R 5.9月	R 5.10月	R 5.11月	R 5.12月
上旬			① ・連携会議 (素案提示)	案の策定（素案の修正）	・連携会議 (案の説明)		パブリックコメント		・運営協議会 (パブリックコメント後 案の説明)	④ ・答申
中旬	・運営協議会 (スケジュール等説明)		② ・市町村照会 (法第82条の2第6項)		③ ・連携協議会 (諮問)	パブリックコメント				⑤ ・策定通知
下旬									・連携会議 (最終案の説明)	